

区分所有法 管理者 宅建 H12-13-4 <<#623>>

【問】 正誤をつけよ。

管理者をその職務に関し区分所有者のために原告又は被告とする場合は、集会の決議の方法で決することが必要で、規約によっても、それ以外の方法による旨定めることはできない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 管理者の権限【発展】

4 管理者は、規約又は集会の決議により、その職務に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。

5 管理者は、前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。（区分法 36 条 4 項、5 項）

⇒ 「集会の決議」によるときは、この通知は不要